

地方財政審議会付議（説明）案件

令和元年5月28日（火）

（案件名）

- ・ 令和元年度5月期における地方譲与税譲与金の譲与について（決裁案件）

○ 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）
（地方財政審議会の意見の聴取）

第36条 総務大臣は、第33条若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき地方法人特別譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

自治税務局 企画課

理事官 沼澤 弘平

（内23511）

令和元年度5月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

1 起案理由

地方法人特別税等に関する暫定措置法第34条に基づいて、令和元年度5月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

2 対象団体 全都道府県

3 譲与額

1, 295億円(2月～4月における譲与税及び交付税配付金特別会計の収納額)
・前年度5月期比 ▲5億円(▲0.4%)

4 譲与日

令和元年5月31日(金)

5 譲与基準等

譲与総額	地方法人特別税(国税)収入額の全額《注》
譲与基準	1/2 人口 1/2 従業者数 <small>※譲与額は、譲与総額から財源超過団体の財源超過団体調整額を控除した額を上記基準によりあん分した額の合算額(財源超過団体にあつては、当該合算額に個別財源超過団体調整額を加算した額)</small>
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の用途	条件・制限なし
平成30年度譲与実績	20,865億円
令和元年度地財計画	21,351億円

《注》 交付税及び譲与税配付金特別会計において収納された額

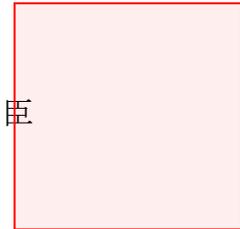
(案)

総 税 企 第 [] 号

令和元年 5 月 3 1 日

〈各都道府県知事〉 あて

総 務 大 臣



地方法人特別譲与税譲与金の譲与について

地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成 2 0 年法律第 2 5 号）第 3 4 条の規定に基づいて譲与すべき地方法人特別譲与税譲与金を下記のとおり譲与します。

記

譲与日

令和元年 5 月 3 1 日

地方法人特別譲与税譲与金

〈別添のとおり〉 千円

↑ 額は出力

令和元年度5月期 地方法人特別譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

都道府県	金額
北海道	5,302,545
青森	1,269,470
岩手	1,275,286
宮城	2,341,852
秋田	1,008,419
山形	1,128,356
福島	1,890,112
茨城	2,869,888
栃木	1,980,772
群馬	2,018,871
埼玉	6,592,979
千葉	5,558,971
東京都	16,999,845
神奈川県	8,551,030
新潟	2,352,425
富山	1,120,698
石川	1,205,076
福井	828,611
山梨	845,045
長野	2,137,938
岐阜	2,036,054
静岡県	3,830,704
愛知県	7,984,690
三重	1,843,488
滋賀	1,408,603
京都	2,630,612
大阪	9,456,124
兵庫県	5,318,498
奈良	1,204,762
和歌山	930,947
鳥取	565,109
島根	698,312
岡山	1,905,636
広島	2,911,969
山口	1,390,259
徳島	746,934
香川	1,001,328
愛媛	1,362,997
高知	708,735
福岡	5,100,974
佐賀	830,434
長崎	1,350,157
熊本	1,729,460
大分	1,152,045
宮崎	1,086,941
鹿児島	1,622,942
沖縄	1,368,927
合計	129,455,830

地方法人特別税・譲与税による影響額(平成30年度)

(単位：億円)

都道府県	地方法人 特別税 A	地方法人 特別譲与税 B	影響額 B - A
北海道	541	855	314
青森県	102	205	103
岩手県	139	206	67
宮城県	354	377	23
秋田県	79	163	84
山形県	104	182	78
福島県	282	305	23
茨城県	411	463	52
栃木県	295	319	24
群馬県	306	325	19
埼玉県	664	1,063	399
千葉県	672	896	224
東京都	5,390	2,740	▲ 2,650
神奈川県	1,221	1,378	157
新潟県	273	379	106
富山県	135	181	46
石川県	186	194	8
福井県	138	134	▲ 4
山梨県	149	136	▲ 13
長野県	284	345	61
岐阜県	234	328	94
静岡県	652	617	▲ 35
愛知県	1,867	1,287	▲ 580
三重県	337	297	▲ 40
滋賀県	230	227	▲ 3
京都府	374	424	50
大阪府	1,760	1,524	▲ 236
兵庫県	615	857	242
奈良県	83	194	111
和歌山県	90	150	60
鳥取県	48	91	43
島根県	74	113	39
岡山県	231	307	76
広島県	392	469	77
山口県	193	224	31
徳島県	92	120	28
香川県	142	161	19
愛媛県	156	220	64
高知県	56	114	58
福岡県	678	822	144
佐賀県	88	134	46
長崎県	103	218	115
熊本県	175	279	104
大分県	113	186	73
宮崎県	89	175	86
鹿児島県	137	262	125
沖縄県	132	221	89
合計	20,865	20,865	0

※四捨五入により計が一致しないところがある。

(参考) 地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄) (平成二十年四月三十日法律第二十五号)

(譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額)

第三十四条 地方法人特別譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ当該下欄に定める額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
五月	当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
八月	当該年度の初日の属する年の五月から七月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の八月から十月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
二月	当該年度の初日の属する年の十一月から翌年の一月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額

- 各譲与時期ごとに各都道府県に対して譲与する地方法人特別譲与税の額は、前項の規定により各譲与時期ごとに譲与すべき額から前条第二項第三号に規定する財源超過団体調整額の四分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「各譲与時期ごとの地方法人特別譲与税基本額」という。）の二分の一に相当する額を各都道府県の人口であん分した額及び各譲与時期ごとの地方法人特別譲与税基本額の二分の一に相当する額を各都道府県の従業者数であん分した額の合算額（同条第二項第一号に規定する財源超過団体調整額調整団体にあつては、当該合算額に当該財源超過額調整団体に係る同項第二号に規定する個別財源超過団体調整額の四分の一に相当する額を加えた額）とする。
- 前二項の規定により計算した各譲与時期ごとに各都道府県に対して譲与する地方法人特別譲与税の額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。この場合においては、当該各譲与時期ごとに譲与すべき地方法人特別譲与税の額は、第一項の規定により各譲与時期ごとに譲与すべき額からそれらの端数金額を控除した金額とする。
- 各譲与時期ごとに譲与することができなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額を超えて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、その次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第三十六条 総務大臣は、第三十三条若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき地方法人特別譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。